

砂利採取業者の住所の変更について

産業振興課あてに以下1.～3.の書類を提出してください(受付印のある控えを必要とする方はその旨申し出るとともに、届書等の写しも提出してください)。

なお、後日通知文書を簡易書留にて送付しますので、以下4.～5.も提出をお願いします。

【提出書類】

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 登録事項変更届書 | 1部 |
| 2. 法人の場合、登記事項証明書(コピー不可) | 1部 |
| 3. 個人の場合、住民票(コピー不可) | 1部 |

(注)千葉県内の市町村に住民登録のある人は提出不要です。

4. 490円分の切手を貼付した返信用封筒

(注) A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

5. 10円切手18枚

(注) 余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

6. 登記事項証明書、住民票は届出日前3カ月以内に発行されたものに限りです。

~~~~~  
記入方法等に不明な点がありましたら、電話等でお問い合わせください。

申請する前にFAXいただければ下見もいたします。

~~~~~

【提出・問い合わせ先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

電話：043-223-2735

FAX：043-222-4555